

福岡県公報

平成二十六年二月二十一日
第三千五百七十三号
増刊
①

目次

規則 (第四号・第五号)

○福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定等に関する規則等の一部を改正する規則

一部を改正する規則 (医療保険課) …………… 一

○福岡県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則 (経営技術支援課) …………… 二

告示 (第百二十五号)

○福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程の一部を改正する告示 (水田農業振興課) …………… 二

規則

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年二月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則等の一部を改正する規則

(福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部改正)

第一条 福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則 (平成十八年福岡県規則第三号) の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号を次のように改める。

二 削除

(福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

の一部改正)

第二条 福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則 (平成二十一年福岡県規則第四号) の一部を次のように改正する。

附則第五項の表第二条第一項の項中「条例附則第二項」を「福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例 (平成二十年福岡県条例第六号。以下「平成二十年改正条例」という。)」に改め、同表第二条第二項の項及び第二条第三項の項中「条例附則第二項」を「平成二十年改正条例附則第二項」に改め、同表第二条第三項第二号の項及び第三条第一項第一号への項を削る。

附則第六項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項の表第二条第一項の項中「条例附則第三項」を「福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例 (平成二十年福岡県条例第六号。以下「平成二十年改正条例」という。)」に改め、同表第二条第二項の項、第二条第三項の項及び第三条第一項第一号への項中「条例附則第三項」を「平成二十年改正条例附則第三項」に改める。

附則第七項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「条例附則第二項」を「福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例 (平成二十年福岡県条例第六号。以下「平成二十年改正条例」という。)」に改め、同表第二条第二項の項、第二条第三項の項及び第三条第一項第一号への項中「条例附則第二項」を「平成二十年改正条例附則第二項」に改め、同表第二条第三項の項及び第三条第一項第一号への項を削る。

附則第七項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「条例附則第二項」を「福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例 (平成二十年福岡県条例第六号。以下「平成二十年改正条例」という。)」に改め、同表第二条第二項の項、第二条第三項の項及び第三条第一項第一号への項中「条例附則第二項」を「平成二十年改正条例附則第二項」に改め、同表第二条第三項の項及び第三条第一項第一号への項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年二月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五号

福岡県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

福岡県肥料取締法施行細則（昭和六十年福岡県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中「別表第1の1の(1)のケ、コ又はサ」を「別表第1の2の(1)のフ、ヘ又はチ」に、「は」は動物由来たん白質を「哺乳動物由来たん白質、家畜ん由来たん白質」に改め、「普通肥料」の次に「（5）に掲げるものを添へ。」を加え、同項の次に次のように加える。

5 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料

この肥料には、牛由来たん白質が入っていませんから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第百二十五号

福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める

平成二十六年二月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程の一部を改正する告示

福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程（昭和三十二年三月福岡県告示第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 知事は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号。以下「改正法」という。）附則第三条、第五条、第六条又は第八条の規定によりなお従前

の例によるものとされ、又はなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下「旧農地法」という。）、「農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号。以下「施行法」という。）及び改正法附則第二十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法附則第二十条の規定による廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法（昭和四十六年法律第五十号。以下「旧特措法」という。）の規定による農林水産省所管国有農地等及び開拓財産の管理、処分等の事務取扱いに要する経費について、予算の範囲内で市町村その他の団体（以下「市町村等」という。）に交付金を交付するものとし、その交付については、この告示に定めるもののほか、福岡県補助金等交付規則（昭和三十三年福岡県規則第五号）の定めるところによる。

第二条

前条に規定する経費は、次の各号に掲げる事務の取扱いに要する市町村等の経費とする。

- 一 旧農地法及び施行法の規定による土地、立木、工作物、権利等の賃貸料その他国に対する支払金の徴収に関する事務
- 二 旧農地法の規定による国有農地等及び開拓財産の管理に関する事務
- 三 旧農地法及び旧特措法の規定による農林水産大臣が農業上の利用の目的に供しないことを相当と認めた国有農地等及び開拓財産の売払いに関する事務
- 四 旧農地法の規定による農業上の利用を行う国有農地等及び開拓財産の売払い等に関する事務

第六条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四条中「様式第二号」を「様式第四号」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（概算払）

第四条 交付金の交付決定の通知を受けた市町村等は、交付金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第二号）により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の全部又は一部について概算払をするものとする。

（申請事項の変更）

第五条 交付金の交付決定の通知を受けた市町村等は、第二条に掲げる事務に係る経費の額又は事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第三号）正副各一通を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 年 月 日 号

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名
(その他の団体の名称及び代表者氏名

年度自作農財産事務取扱交付金交付申請書

年度において、下記のとおり福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程第 2 条に掲げる事務に関する事業を実施したいので、同規程第 3 条の規定により交付金円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程第 2 条に掲げる事務を実施するため

2 事業の内容

別紙のとおり

別紙

自作農財産事務取扱交付金関係事業計画（事業実績）

1 対価等徴収関係事業計画（事業実績）

区 分	徴収決定見込 (徴収決定実績)		収納見込 (収納実績)		備 考
	件 数	金 額	件 数	金 額	
農地等貸付収入	件	円	件	円	
雑 収 入					
合 計					

〔注〕精算報告に当たっては、事業計画を括弧書きで上段に記載すること。以下同じ。

2 管理関係事業計画（事業実績）

(1) 国有農地等管理関係の事務の事業計画（事業実績）

区 分	管 理		処 分			備 考
	筆数	数 量	件数	筆数	数 量	
土 地	筆	m ²	件	筆	m ²	
立 木		m ³			m ³	
建 物		m ²			m ²	
工 作 物		m ²			m ²	
合 計						

(2) 開拓財産管理関係の事務の事業計画 (事業実績)

区 分	管 理		処 分		備 考
	地区数	数 量	件数	数 量	
土 地	地区	m ²	件	m ²	
立 木		m ³		m ³	
建 物		m ²		m ²	
工 作 物		m ²		m ²	
合 計					

3 収支予算 (収支精算)

(1) 収入の部

区 分	本 年 度 予 算 額 (本 年 度 精 算 額)	前 年 度 予 算 額 (本 年 度 予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
自作農財産事務 取扱交付金	円	円	円	円	
市区町村費					
合 計					

(2) 支出の部

区 分		本 年 度 予 算 額 (本 年 度 精 算 額)	前 年 度 予 算 額 (本 年 度 予 算 額)	比 較		備 考
				増	減	
対価等徴収関係	旅 費	円	円	円	円	
	需用費					
	役務費					
	小 計					
国有農地等管理関係	旅 費					
	需用費					
	役務費					
	小 計					
開拓財産管理関係	旅 費					
	需用費					
	役務費					
	小 計					
合 計						

4 事業完了予定年月日

年 月 日

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名 印
(その他の団体の名称及び代表者氏名 印)

年度自作農財産事務取扱交付金概算払請求書

年 月 日 第 号をもって交付決定のあった標記事業に
ついて、福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程第 4 条の規定により、金 円
を概算払によって交付されるよう申請します。

記

事業に要する経費	交付決定額	今回請求額	残 額
円	円	円	円

様式に次の二様式を加える。

様式第 3 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名 印
(その他の団体の名称及び代表者氏名 印)

年度自作農財産事務取扱交付金変更交付申請書

年 月 日 第 号をもって交付決定のあった標記事業について、
下記のとおり事業内容を変更したいので、福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程第 5 条
の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更の内容
- 4 事業の完了予定 年 月 日

[注] 上記「関係書類」とは、変更前と変更後の内容を比較できるよう様式第 1 号別紙を用
いて、変更前の内容を括弧書きで変更後の内容の上段に記載したものをいう。

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長 氏 名
(その他の団体の名称及び代表者氏名

年度自作農財産事務取扱交付金精算報告書

年 月 日 第 号に基づき、下記のとおり福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程第 2 条に掲げる事務に関する事業を実施したので、同規程第 6 条の規定により報告します。

記

〔注〕 記の記載要領は、様式第 1 号の記の記載要領に同じ。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成二十五年分の交付金から適用する。

(経過措置)

2 平成二十五年度中に、改正前の福岡県自作農財産事務取扱交付金交付規程の規定により提出された書類は、新規程の規定により提出された書類とみなす。

3 この告示の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。